

# 信州やまなみ国スポ・全障スポ 実行委員会

## 第1回募金・企業協賛推進委員会



第82回国民スポーツ大会・  
第27回全国障害者スポーツ大会  
マスコットキャラクター  
長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

令和8年3月10日(火)

対面・オンライン会議

(会場：長野県庁 特別会議室)

# 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 第1回募金・企業協賛推進委員会 次第

日 時：令和8年3月10日（火）14:30～15:30

会場：長野県庁3階 特別会議室

## 1 開 会

## 2 実行委員会会長挨拶

## 3 委員長挨拶

## 4 委員紹介

## 5 報告事項

- (1) 信州やまなみ国スポ・全障スポの概要について
- (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金・企業協賛の概要について

## 6 審議事項



- (1) 第1号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金謝意表明実施要領（案）について
- (2) 第2号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ 企業協賛謝意表明実施要領（案）について
- (3) 第3号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ 企業協賛事務取扱要領（案）について

<意見交換>

## 7 閉会

# 報告事項

信州やまなみ国スポ・全障スポの概要について

大会名	第 82 回国民スポーツ大会	第 27 回全国障害者スポーツ大会
会期	<p>【冬季大会】 スケート競技会・アイスホッケー競技会 令和 10 年 1 月 26 日（水）～30 日（日） スキー競技会 令和 10 年 2 月 16 日（水）～19 日（土）</p> <p>【本大会】 会期前 令和 10 年 9 月 9 日（土）～27 日（水） 本会期 令和 10 年 10 月 1 日（日）～11 日（水）</p>	令和 10 年 10 月 21 日（土）～23 日（月）
主催	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、長野県、開催市町村及び関係団体	公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、長野県、開催市町村及び関係団体
目的	広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的とする。	障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。
実施競技数	<p>【冬季大会】 正式競技 3 競技</p> <p>【本大会】 正式競技 37 競技 特別競技 1 競技 公開競技 8 競技 デモンストラションスポーツ 24 競技（令和 8 年 3 月時点）</p>	正式競技 14 競技 オープン競技 4 競技（令和 8 年 3 月時点）
愛称	<p><b>信州やまなみ国スポ</b></p> <p>（趣旨） 日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指します。</p>	<p><b>信州やまなみ全障スポ</b></p>
スローガン	<p><b>行こう。それぞれの頂へ。</b></p> <p>（趣旨） 頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが思うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の思い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。</p>	
マスコットキャラクター	<p>長野県 PR キャラクター「アルクマ」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 マスコットキャラクター 長野県 PR キャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ</p>	



信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛の概要について

1 募金について

○趣旨

多くの方々が、人や地域、スポーツとつながるとともに、来県者を温かいおもてなしの心で迎える大会を目指すため、県内外から幅広く協力を得ることを目的として、募金制度を運用する。

○制度について

- ・長野県が寄付金を受入れ、実行委員会へ負担金として支出

< 用途 >

県民が大会に関わる機会となる、ボランティア活動や県民運動等の大会経費等に活用

< 種類 >

種類	内容	寄付方法
個人募金	個人単位の寄付	・ 納入書 ・ クレジットカード ・ 現金書留
企業・団体募金	企業や団体等による寄付	・ 納入書
企業版ふるさと納税	長野県外に本社が所在する企業が、長野県で行う地方創生の取組みに対して行う寄付	・ 納入書
イベント募金	各種イベント等における寄付	・ イベント会場における募金箱等

< 寄付者のメリット >

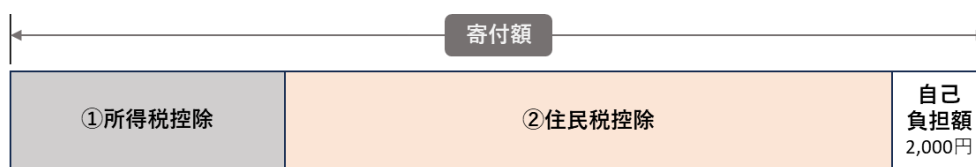
①謝意表明

寄付の金額に応じて、感謝状贈呈式や国スポ総合開会式・総合閉会式、全障スポ開会式・閉会式いずれかへの招待、銘板による顕彰等の謝意表明の実施を予定。

②税制上のメリット

- ・ 個人

寄付金額から 2,000 円を除いた額のうち、一定の額が所得税及び住民税から控除。

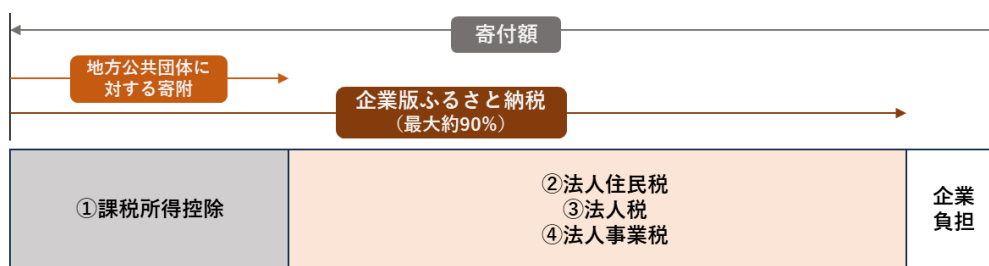


※ 寄付者により控除の上限額が異なります

- ・ 法人

地方公共団体に対する寄付金にあたり、法人税額の算定において全額損金算入可能。

企業版ふるさと納税による寄付は、課税所得控除に加えて法人住民税、法人税、法人事業税が控除対象となる。



※ 寄付者により控除の上限額が異なります

## 2 企業協賛について

### ○趣旨

信州やまなみ国スポ・全障スポの周知や気運の醸成、大会の円滑な運営を図るため、企業協賛制度を運用する。

### ○制度について

- ・「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、(公財)日本スポーツ協会と開催地都道府県実行委員会が、連携・協力のもと実施
- ・開催地都道府県においては、「企業協賛推進要項」を制定し、この内容に基づき(公財)日本スポーツ協会と協賛制度の実施に係る契約を締結
- ・実行委員会では、第14回常任委員会(令和7年8月25日)にて「信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項」を決定し、(公財)日本スポーツ協会と協賛制度の実施に係る契約を締結
- ・全国障害者スポーツ大会における企業協賛制度の実施については、(公財)日本パラスポーツ協会に規定がなく、特段の規制がないことから、国民スポーツ大会と一体的に実施
- ・本県では、冬季大会と本大会を一体的に募集、制度運用

<使途> ※「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」8.協賛金の使途に規定

- ①開催の機運を盛り上げるための広報・啓発に要する経費
- ②協賛特典を担保するための経費

<種類>

項目	協賛内容	カテゴリー
協賛金	1,000万円以上	JAPAN GAMES パートナー
	500万円以上 1,000万円未満	オフィシャルスポンサー
	100万円以上 500万円未満	オフィシャルサポーター
	10万円以上 100万円未満	リージョナルスポンサー
物品等	100万円相当額以上	オフィシャルサプライヤー
	10万円以上 100万円相当額未満	リージョナルサプライヤー

※協賛金・物品等の額には消費税を含まない

※物品等の費用には、搬入・据え付け・撤去に要する費用を含む

<提供・貸与を期待する物品等>

区分	提供・貸与物品例
移動、運搬等	自動車 等
倉庫等	機材保管倉庫、駐車場 等
通信・事務	パソコン、プリンター、カラー複写機、タブレット、携帯電話、無線機 等
救護・看護	休憩ベッド、医薬品、包帯、体温計、血圧計、AED、扇風機、毛布 等
PR・広告	TV・ラジオ・新聞等メディア広告、屋内・屋外広告スペース 等
その他	農林水産物、飲料水、配布袋、雨合羽、ゴミ袋、タオル 等

<協賛のメリット>

#### ①協賛特典

協賛金や物品等協賛額に応じて、販促支援(呼称使用、商品化権等)や広告支援(PR看板、HP掲載等)を実施する。

#### ②謝意表明

協賛金や物品等協賛額に応じて、感謝状贈呈式や記念品贈呈の実施を予定。

#### ③税制上のメリット

協賛金及び協賛物品等の費用は、広告宣伝費として損金算入可能。

### 3 スケジュールについて

	項目	2026年	2027年	2028年
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
			冬季大会	本大会
募集 期間	募金 R8.4-R10.10末	寄付募集期間		
	冬季大会（協賛金） R8.4-R9.10末（予定）	冬季大会（協賛金）募集期間		
	冬季大会（物品等） R8.4-R10.2（冬季大会終了まで）	冬季大会（物品等）募集期間		本大会
	本大会（協賛金） R8.4-R10.3末（原則）	本大会（協賛金）募集期間		
	本大会（物品等） R8.4-R10.10（本大会終了まで）	本大会（物品等）募集期間		

#### 参考 先催催の実績

開催県	募金実績	協賛実績
栃木県（令和4年）	約1億1千万円（2,552件）	約5億9千万円（191件）
鹿児島県（令和5年）	約2億円（587件）	約3億8千万円（274件）
佐賀県（令和6年）	約3百万円（25件）	約3億1千万円（203件）

※本大会のみ

# 募金・企業協賛の概要図

## 募金

企業・団体及び個人

寄付

種類

- ・個人募金
- ・企業・団体募金
- ・企業版ふるさと納税
- ・イベント募金

謝意表明

実施内容 (寄付額による)

- ・感謝状贈呈
- ・開会式への招待
- ・銘板による顕彰
- ・礼状

## 企業協賛

企業・団体

協賛

区分 (協賛額による)

協賛金	・ JAPAN GAMES パートナー ・ オフィシャルスポンサー ・ オフィシャルサポーター ・ リージョナルスポンサー
物品等	・ オフィシャルプライヤー ・ リージョナルスポンサー

協賛特典、謝意表明

実施内容 (協賛額による)

協賛特典	・ 販促支援 (呼称使用、商品化権等) ・ 広告支援 (PR看板、HP掲載等)
謝意表明	・ 感謝状贈呈 ・ 謝礼品贈呈

実行委員会 (長野県)

用途

- ・ 大会運営経費等  
(ボランティア活動経費、県民運動経費等)

用途

- ・ 大会運営経費 (大会広報活動、協賛特典の担保)
- ・ 大会開催準備及び運営 (物品等)

# 謝意表明実施例



感謝状贈呈式イメージ（例：青森県）



銘板イメージ（例：栃木県）



# 協賛実施例 (滋賀)

## 報告事項2 参考



呼称使用権



商品化権



ブース出展



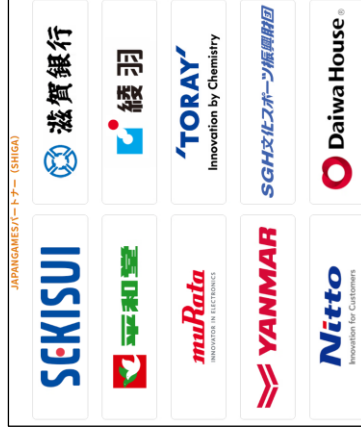
会場外PR看板



競技会場内PR看板



歓迎のぼり



大会ウェブサイト



総合プログラム  
広告掲載

## 信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項

### 【第1章 総則】

(趣旨)

**第1条** この要項は、「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会(以下、「県委員会」という。)が推進する募金及び企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

### 【第2章 募金】

(募金の種類)

**第2条** 募金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人募金
- (2) 企業・団体募金
- (3) イベント募金
- (4) その他の募金

(実施期間)

**第3条** 募金の実施期間は、令和10年3月31日までとする。なお、募金の目的を達成するため必要な場合は、大会終了日の属する月の末日まで延長ができるものとする。

(募金の対象者)

**第4条** 募金の対象者は、県内外の個人及び企業・団体とする。

(募金の受入と用途)

**第5条** 募金は、長野県(県委員会)が寄附金として受け入れ、県委員会が実施する県民運動、ボランティア活動等の大会準備・運営経費に充てるものとする。

(謝意表明の実施)

**第6条** 県委員会は、一定額以上の寄附者に対して、別に定めるところにより謝意を表明するものとする。

### 【第3章 企業協賛】

(協賛の種類)

**第7条** 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー  
県委員会に1,000万円以上の協賛金を提供する企業・団体(以下、「企業等」という。)
- (2) オフィシャルスポンサー  
県委員会に500万円以上1,000万円未満の協賛金を提供する企業等
- (3) オフィシャルサポーター  
県委員会に100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業等
- (4) リージョナルスポンサー  
県委員会に10万円以上100万円未満の協賛金を提供する企業等
- (5) オフィシャルサプライヤー  
県委員会が必要と認めた100万円以上相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(6) リーショナルサプライヤー

県委員会が必要と認めた10万円以上100万円未満相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(協賛の特典)

**第8条** 県委員会は、企業協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

**第9条** 企業協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、  
リーショナルスポンサー

令和8年4月から令和10年3月31日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、リーショナルサプライヤー

令和8年4月から大会終了まで

(協賛の収納期間)

**第10条** 企業協賛の収納期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、  
リーショナルスポンサー

契約の日から令和10年6月30日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、リーショナルサプライヤー

契約の日から大会終了まで

(協賛金等の受入れと使途)

**第11条** 協賛金は、県委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営経費に充てるものとする。

2 物品等は、県委員会が受け入れ、大会の準備・運営等、県委員会が必要と認める使途に活用するものとする。

(協賛企業との契約)

**第12条** 県委員会は、協賛企業と、協賛金の支払い又は物品等の提供又は貸与の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

**【第4章 補則】**

(補則)

**第13条** 県委員会は、会場地市町村及び競技団体と協力して、募金・企業協賛活動を推進する。

2 会場地市町村の準備(実行)委員会及び競技団体が独自の企業協賛制度を実施しようとするときは、県委員会が定める県の企業協賛制度と類似する名称の使用を避けるとともに、実施に当たっては事前に県委員会と協議するものとする。

3 この要項に定めるもののほか、募金・企業協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要項は、令和7年8月25日から施行する。

別表（第8条関係）

種類	特典の内容
<p style="text-align: center;">J A P A N G A M E S P a r t n e r</p>	<p>①「JAPAN GAMESパートナー」の呼称使用権                  ②国民スポーツ大会標章の広告使用権及びマーチャンダイジング権                  ③大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権                  ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース及び販売・商談ブース出展権                  ⑤開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング                  ⑥開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り）                  ⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内並びに競技会場内におけるPR看板掲出                  ⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出                  ⑨開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出                  ⑩大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載                  ⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定                  ⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載                  ⑬新聞等への広告                  ⑭ゼッケンスponsor・ナンバーカードスponsor等としての協賛権利                  ⑮その他、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容</p>
<p style="text-align: center;">O f f i c i a l S p o n s o r</p>	<p>①「オフィシャルスponsor」の呼称使用権                  ②大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権                  ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース出展権                  ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング                  ⑤開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り）                  ⑥開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内へのPR看板掲出                  ⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出                  ⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出                  ⑨大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載                  ⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定                  ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載                  ⑫新聞等への広告</p>

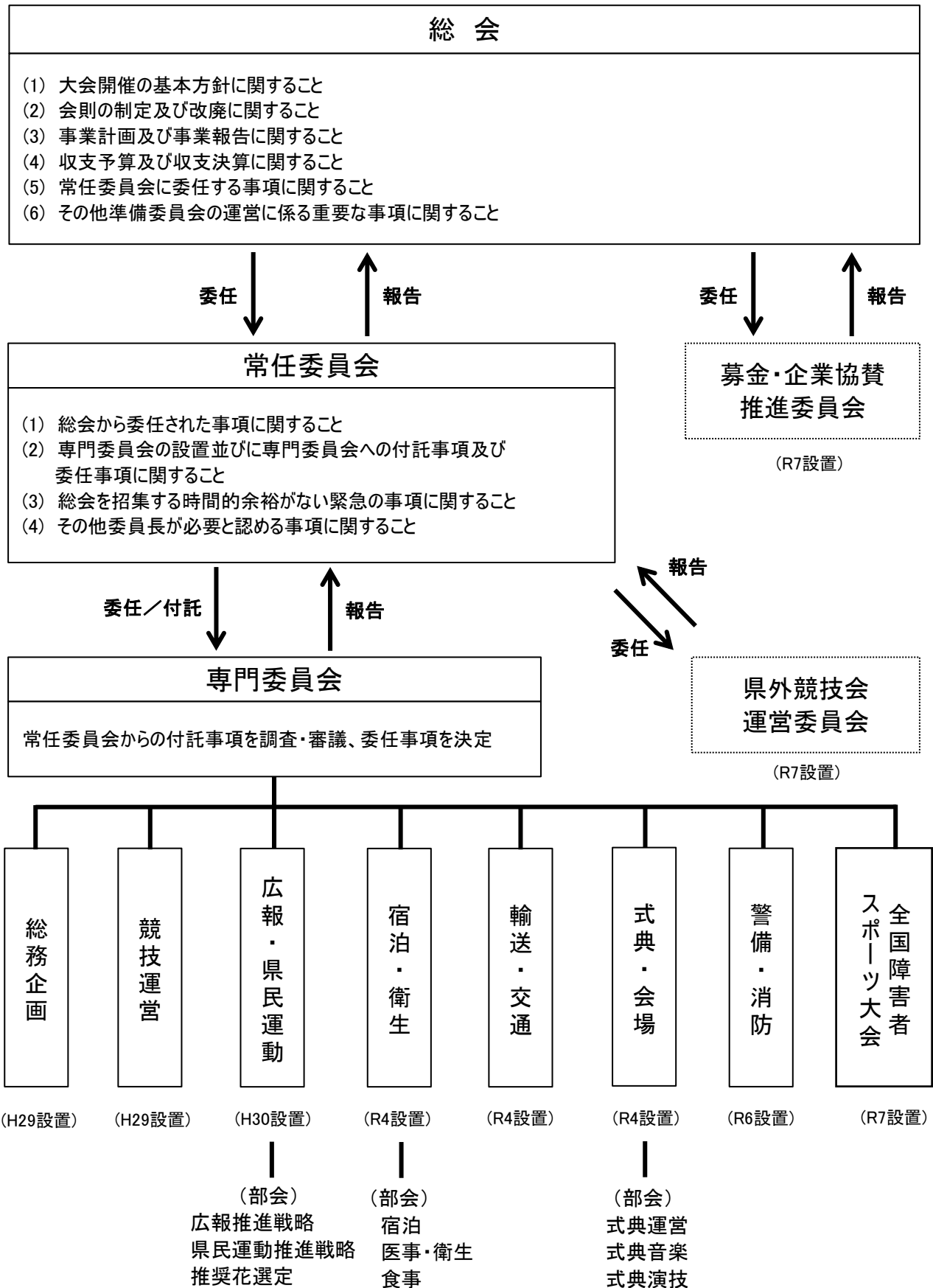
サ ポ ー タ ー  オ フ ィ シ ャ ル	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权及びマーチャンダイジング権 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
ス ポ ン サ ー  リ ー ジ ョ ナ ル	①「リージョナルスポンサー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載
サ プ ラ イ ヤ ー  オ フ ィ シ ャ ル	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名、ロゴの掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出
サ プ ラ イ ヤ ー  リ ー ジ ョ ナ ル	①「リージョナルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出

※リージョナルスポンサー、リージョナルサプライヤーは県内に本店、支店又は営業所を有する企業（団体の場合は県内に住所のある団体）のみ対象

※PR看板、大会ウェブサイト、総合プログラム等への広告等の掲載は、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。

# 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 構成図

(事務局: 観光スポーツ部 国スポ・全障スポ大会局)



## 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 募金・企業協賛推進委員会の設置について

令和7年8月25日に開催された第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第9回総会において、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則（案）が承認され、新たに「募金・企業協賛推進委員会」を設置し、大会の募金及び企業協賛について審議することとなった。

### 【参考】 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則 抜粋

（会議の種類）

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・企業協賛推進委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 県外競技会運営委員会

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、会長が委嘱する推進委員をもって構成する。

2 推進委員会は、総会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し、必要な事項は、総会に諮り、別に定める。

4 第8条第1項及び第2項の規定は、推進委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「推進委員」と読み替えるものとする。

総会から常任委員会等への委任事項 抜粋

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定による常任委員会への委任事項等は、次のとおりとする。

（募金・企業協賛推進委員会への委任事項）

募金及び企業協賛の推進に関すること。

信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金・企業協賛関係準備経過

年月日	事項	概要
平成 29 年 12 月 20 日	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針の決定 (第 1 回準備委員会総会)	信州やまなみ国スポ・全障スポ開催の目的及び目標を規定
平成 30 年 11 月 9 日	第 82 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目の決定 (第 2 回常任委員会)	県の業務分担として「国スポ募金・企業協賛推進基本方針の決定及び計画の策定」 「国スポ募金・企業協賛の推進」を規定
令和 6 年 2 月 8 日	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針の決定 (第 11 回常任委員会)	信州やまなみ国スポ・全障スポでの募金・企業協賛の実施について規定
令和 7 年 8 月 25 日	信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項の決定 (第 14 回常任委員会)	募金・企業協賛の実施に必要な規則等を規定
	信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則の全部改正 (第 9 回準備委員会総会)	実行委員会における募金・企業協賛推進委員会の設置を規定
	総会から常任委員会等への委任事項の改正 (第 1 回実行委員会総会)	「募金及び企業協賛の推進に関すること」について、総会から募金・企業協賛推進委員会へ委任することを規定
	信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会募金・企業協賛推進委員会規程の決定 (第 1 回実行委員会総会)	募金・企業協賛推進委員会の組織及び運営に必要な事項を規定
令和 7 年 12 月 2 日	第 82 回国民スポーツ大会企業協賛に関する契約書の締結	公益財団法人日本スポーツ協会及び信州やまなみ国スポ・全障スポ大会実行委員会において、企業協賛の実施に係る契約を締結
令和 7 年 12 月 17 日	信州やまなみ国スポ・全障スポにおける企業協賛について（通知）の発出	会場地市町村及び競技実施団体に対して、企業協賛の取扱いに係る通知を発出

# 審議事項

## 信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金謝意表明実施要領（案）

（趣旨）

**第1条** この要領は、信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項第6条の規定により、寄附者に対する謝意の表明について必要な事項を定める。

（実施基準）

**第2条** 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。ただし、寄附者の特定が出来ない場合は、この限りではない。

2 同一者から複数回にわたる寄附があった場合は、次のとおり取り扱うこととする。

（1）礼状の送付及び感謝状の贈呈は、原則として寄附ごとに実施する。

（2）銘板等への記名及び大会開・閉会式への招待は、寄附の総額を基準に実施する。

（実施時期）

**第3条** 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。ただし、感謝状贈呈式（以下「贈呈式」という。）及び銘板等への記名については、期日を定め実施することができる。

（贈呈式）

**第4条** 贈呈式の実施については、次のとおりとする。

（1）寄附者に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時及び場所、出席者等について調整するものとする。

（2）同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があった場合でも、原則として一回に限り実施するものとする。

（3）寄附者が贈呈式への出席を辞退した場合は、感謝状を送付するものとする。

（その他）

**第5条** この要領に定めるもののほか、謝意の表明に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

寄附金額	謝意表明の方法	備考
100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（大、額付）の贈呈</li> <li>・氏名又は名称を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る）</li> <li>・信州やまなみ国スポ総合開会式、同総合閉会式、信州やまなみ全障スポ開会式、同閉会式のいずれかに招待</li> </ul>	信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長又は副会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（大）の贈呈</li> <li>・氏名又は名称を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る）</li> </ul>	感謝状は、持参又は郵送
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（小）の贈呈</li> <li>・氏名又は名称を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る）</li> </ul>	感謝状は、持参又は郵送
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礼状の送付</li> <li>・氏名を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る）</li> </ul>	
5千円以上 1万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礼状の送付</li> </ul>	

※銘板については、松本平広域公園陸上競技場に設置予定

## 信州やまなみ国スポ・全障スポ 企業協賛謝意表明実施要領（案）

（趣旨）

**第1条** この要領は、信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛制度の協賛企業・団体（以下「企業協賛等」という。）に対する謝意表明の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

（実施基準）

**第2条** 協賛企業等に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。

2 協賛金の分割支払いの場合は、全体の協賛金額により基準表を適用するものとする。

（実施時期）

**第3条** 謝意表明は、協賛契約締結後速やかに実施するものとする。ただし、感謝状贈呈式（以下「贈呈式」という。）については、期日を定め、複数の協賛企業等を対象に一括で実施することができるものとする。

（贈呈式）

**第4条** 贈呈式の実施については、次のとおりとする。

- （1）協賛企業等に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時及び場所、出席者等について調整するものとする。
- （2）同一企業・団体から複数回にわたり贈呈式を行う金額の協賛があった場合でも、原則として一回に限り実施するものとする。
- （3）協賛企業等が贈呈式への出席を辞退した場合は、感謝状及び記念品を送付するものとする。

（その他）

**第5条** この要領に定めるもののほか、謝意の表明に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

金額	謝意表明の方法	備考
協賛金・ 協賛物品等 500万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（大、額付）の贈呈</li> <li>・記念品の贈呈</li> </ul>	信州やまなみ国スポ・全障 スポ実行委員会会長又は副 会長による贈呈式を実施
協賛金・ 協賛物品等 10万円以上 500万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（小）の贈呈</li> <li>・記念品の贈呈</li> </ul>	持参又は郵送

## 信州やまなみ国スポ・全障スポ 企業協賛制度事務取扱要領（案）

（趣旨）

**第1条** この要領は、信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項（以下「要項」という。）に規定する企業協賛の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（企業協賛の申込）

**第2条** 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）は、要項第7条に規定する企業協賛の意思を表明した企業・団体（以下「企業等」という。）に対し、信州やまなみ国スポ・全障スポ協賛申込書（様式第1号から様式第6号までのいずれか）の提出を依頼するものとする。

（契約書の作成）

**第3条** 県委員会は、前条による申込みを受け、要項第12条に規定する契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。

（協賛物品等受領書の交付）

**第4条** 県委員会は、企業等から協賛物品等を受入れたときは、協賛物品等受領書（様式第7号）を企業等に対し交付するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

信州やまなみ国スポ・全障スポ JAPAN GAMES パートナー協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

（消費税及び地方消費税を含む）

（ 内訳 令和8年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和9年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和10年度分 \_\_\_\_\_ 円 ）

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第2号（第2条関係）

信州やまなみ国スポ・全障スポ オフィシャルスポンサー協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

（消費税及び地方消費税を含む）

（ 内訳 令和8年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和9年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和10年度分 \_\_\_\_\_ 円 ）

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第3号（第2条関係）

信州やまなみ国スポ・全障スポ オフィシャルサポーター協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

（消費税及び地方消費税を含む）

（ 内訳 令和8年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和9年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和10年度分 \_\_\_\_\_ 円 ）

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第4号（第2条関係）

信州やまなみ国スポ・全障スポ オフィシャルサプライヤー協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

項 目	内 容 等
提 供 物 品 等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 価 換 算 額	円（消費税及び地方消費税込み）
提 供 方 法 （いずれかに○）	譲 渡 ・ 貸 与
提 供 時 期	
備 考	

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第5号（第2条関係）

信州やまなみ国スポ・全障スポ リージョナルスポンサー協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円

（消費税及び地方消費税を含む）

（ 内訳 令和8年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和9年度分 \_\_\_\_\_ 円  
令和10年度分 \_\_\_\_\_ 円 ）

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第6号（第2条関係）

信州やまなみ国スポ・全障スポ リージョナルサプライヤー協賛申込書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

信州やまなみ国スポ・全障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

項 目	内 容 等
提供物品等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 価 換 算 額	円（消費税及び地方消費税込み）
提 供 方 法 (いずれかに○)	譲 渡 ・ 貸 与
提 供 時 期	
備 考	

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

協賛物品等受領書

令和 年 月 日

住所又は所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

様

長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2 号  
信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長

信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛として、下記のとおり物品等を受領しました。

記

項 目	内 容 等
提 供 物 品 等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 価 換 算 額	円（消費税及び地方消費税込み）
提 供 方 法 （いずれかに○）	譲 渡 ・ 貸 与
提 供 時 期	
備 考	